

# 八幡浜市パブリックコメント制度実施要綱

〔平成20年9月30日〕  
〔要綱第13号〕

(目的)

**第1条** この要綱は、市の施策に関する基本的な計画等の策定にあたり、その案を事前に公表し、広く市民等の意見を求め、これを考慮して意思決定を行うことにより、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民が積極的に参加する市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 計画等を立案する過程において、当該計画等に係る素案の趣旨、内容その他必要事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する市の考え方を公表するとともに、有益な意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び監査委員をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所及び事業所を有するもの
  - ウ 市内の事務所及び事業所に勤務する者
  - エ 市内の学校に在学する者
  - オ その他計画等に利害関係を有するもの

(対象)

**第3条** 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメント制度を実施するものとする。

- (1) 各施策の基本的な計画等の策定又は重要な変更で、広く市民生活に影響を及ぼすもの
- (2) 市民の権利を制限し、又は義務を課す等市民生活に直接かつ重大な影響を

与える内容の条例等の制定、改廃（金銭徴収に関する条項を除く。）

(3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が必要であると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、適用除外とする。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの及び軽微な変更と認められるもの。ただし、迅速又は緊急を要することを理由にパブリックコメント制度を実施しなかったものについては、計画公表時にその理由を明らかにするとともに、制度の運用等、事後においても有用と認められるものについては、市民等の意見を聴くよう努めるものとする。

(2) 法令等において意見聴取の手続等が定められているもの

(案の公表等)

**第4条** 実施機関は、前条に規定する計画等（以下「計画等」という。）の策定をしようとするときは、事前に相当期間を設けて当該計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景、当該計画を理解するために必要な資料及びそれに対する意見等の提出先、提出方法及び提出期日を明示するものとする。

3 公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、市ホームページへの掲載ほか、必要に応じて市広報への掲載や報道機関への情報提供等、公表の周知に努めるものとする。

(意見等の提出)

**第5条** 実施機関は、市民等が計画等の案についての意見等を提出するための期間として、公表の日から30日以上提出期間を設けるものとする。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、その理由を明示した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

3 意見等の提出方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子メール

(2) ファクシミリ

(3) 郵便

(4) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(5) その他実施機関が認める方法

4 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他

団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)を明らかにしなければならない。

(意見等の処理)

**第6条** 実施機関は提出された意見等を十分に考慮して、計画等について最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方並びに当該計画等の案を修正した場合においては、当該修正内容及びその理由を公表するものとする。ただし、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 第4条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(その他)

**第7条** この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。